

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>1 給与等 (9) 報償費の支出 &lt;地域等連携費&gt;</p> <p>もともと支出基準の内容から交際費としての支出が予定されているものであり、さらに「交際費については、他の費用の流用又は予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする」（「交際費の取扱いについて」（昭 40.5.26 自治省通知））のであるから、交際費としての予算措置がないまま交際費を支出することは不適切である。</p>	<p>弔慰金, 見舞金及び祝儀など交際費として支出が予定されているものについて、平成22年度から交際費として予算措置を行った。</p>